

応援券の配布にあたり配慮措置を必要とする方へ

第3弾！弘前お米とくらし応援券は令和8年1月1日現在において弘前市の住民基本台帳をもとに、世帯主あてに登録のある住所へ送付いたします。

配偶者からの暴力を理由に避難している方や離婚調停中につき配偶者と別居している方で、事情により令和8年1月1日以前に住民基本台帳上の住所を変更することができなかった方は、申出をしていただくことで実際の居住地に応援券を送付するなどの配慮措置を受けることができます。

対象となる方の要件

基準日(令和8年1月1日)現在において弘前市の住民基本台帳に登録がある方で、以下のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②婦人相談所からの「配偶者からの暴力の被害の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関の確認書等が発行されていること
- ③住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること
- ④別居の上離婚調停中であり、配偶者からの受領が事実上不可能であること
- ⑤その他市長が配慮を要すると認めていること

○申出方法 弘前市農政課窓口へ「申出書」を提出してください。なお、「申出書」には以下のいずれかの書類の添付が必要です。

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていること

- ①保護命令決定書の謄本または正本
- ②婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行するDV被害申出に関する証明書や確認書等
- ③住民基本台帳における支援措置の決定通知書の写し
- ④調停申立書の写し
- ⑤その他市長が提出を求める書類

○申出期間 令和8年1月14日(水)まで

○申出先 弘前市農林部農政課（弘前市役所前川本館3階）

TEL:0172-40-0504